

法人二税申告書用紙封入封緘業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名
法人二税申告書用紙封入封緘業務
- 2 委託業務の実施場所
岩手県公会堂（ただし、令和4年4月から8月までの間とし、翌月以降は岩手県庁舎内（岩手県盛岡市内丸10番1号）近郊で県が指定する場所とする。）
- 3 委託期間
令和4年4月**日から令和5年3月**日まで
- 4 契約保証金
****円

岩手県（以下「甲」という。）と****（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲は、別記1「法人二税申告書用紙封入封緘業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託した。
- 2 乙は、委託業務の実施にあたっては、仕様書に従い、これを誠実に履行しなければならない。

（委託料）

- 第2条 この契約に係る委託料は、委託業務の処理件数に***円（うち消費税の額及び地方消費税の額***円）を乗じて計算した金額とする。この場合において、1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

（処理件数）

- 第3条 委託業務の処理件数は、次のとおり算定する。
- （1） 確定申告（地方税法施行規則第6号様式をいう。以下同じ。）に係る処理件数は、封入封緘を行った件数に1.0を乗じた数値とする。
 - （2） 確定申告書以外の申告書用紙（以下「予定申告書等」という。）に係る処理件数は、封入封緘を行った件数に0.7を乗じた数値とする。なお、小数点以下の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。
 - （3） 申告書用紙等の仕分け及び封入封緘に付随する業務については、封入封緘を行うための一連の作業として取扱い、処理件数の算定は行わない。

（実施に関する指示）

- 第4条 甲は、委託業務の実施に関し、乙に対して必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認められる場合は、甲の指示を受けるものとする。

（施設等の使用）

- 第5条 甲は、乙に委託業務を実施させるため、委託業務の実施場所を無償で使用させるものとする。

（損害の賠償）

- 第6条 乙は、業務の実施において、自己の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、業務に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の完了報告)

第9条 乙は、毎月の委託業務を完了したときは、その実績に基づき速やかに業務月報(様式1)を甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の完了確認により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の規定による委託業務の完了確認を受けた後、甲に委託料の支払いを書面(様式2)により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求があったときは、その日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、その責に帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額に対して年利***パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

注) 令和4年4月1日において適用される政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(履行の追完の請求)

第12条 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第4条第1項若しくは第9条第2項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは契約を直ちに解除することができる。

(1) 乙がその責に帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約締結若しくは委託業務の実施について、乙に不正行為があったと認められるとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定によって契約を解除したときは、乙は損害賠償として第2条に規定する契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の5に相当する金額を甲に納付するものとする。

（委託契約の変更）

第14条 この契約を変更しようとするときは、甲、乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（不当介入に対する措置）

第15条 乙は、乙又はこの契約に係る再委託契約等の相手方が暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、甲に報告し、及び警察署に通報しなければならない。

（補則）

第16条 この契約に定めのない事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 氏名

乙 住所
氏名